

慎重な憲法論議を求める意見書

昨年10月の総選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法改正の動きが現実味を増している。安倍晋三首相は、通常国会の施政方針演説でも、「憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待」するとして、早期の憲法改正をめざす意思を明確にした。総選挙で与党が勝利したことをうけて、改憲の動きをさらに加速させることが想定される。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっている。憲法改正が国民的要求となっている状況とはとうてい言えない。

いうまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

憲法の本質が国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範であることを踏まえれば、最も厳格な憲法尊重擁護義務を課される内閣総理大臣が、自ら憲法改正を推進することはとうてい許されない。

よって国会に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

- 一、憲法審査会の審査においては、憲法条文の運用の実態に関する調査を優先し、憲法改正原案の拙速な審査を行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

北海道根室市議会

送付先

衆議院議長 参議院議長

衆議院憲法審査会長 参議院憲法審査会長